

平成28年 8 月25日

陳情第80号

屋根貸し事業者に決算書類を提出することを求める陳情

屋根貸し事業者に決算書類を提出することを求める陳情

【陳情趣旨】

陳情者は、平成28年6月1日、小田原市に対し、屋根貸し事業者である「ほうとくエネルギー株式会社」及び関連SPCの決算書類の開示を求め情報公開請求を行いました。

当該情報は、「ほうとくエネルギー株式会社」については、第1期（平成24年12月11日～平成25年3月31日）、第2期（平成25年4月1日～平成26年3月31日）の2期分は保有しているとのことでありながら、小田原市情報公開条例第8条第1項第2号アに該当するとの理由で非公開とされました。

本件非公開処分については請求者として異議があるものの、本件陳情においては書類の不備について指摘し、是正を求めるものであります。

東日本大震災を契機とした全国的な再生可能エネルギーの普及・拡大に便乗するかのよう、小田原市の保有する公共施設を太陽光発電事業者に賃貸する事業が、本件屋根貸し事業であります。

普及拡大により、太陽光発電に要する機器や設備の価格低下が図られる一方、電力事業者による電力買取価格も、陳情者が知りえる範囲でも当初の43円/kWhから、37円、32円、27円、24円と減額が図られてきております。

こうした状況下で、太陽光発電事業者の経営にも大きな影響があったようで、昨年何社ものメガソーラー事業者の破たんが報道されております。

小田原市が、20年を超える異例な超長期の契約期間で提供している公共施設を、何の実績もなかった屋根貸し事業者が、これから先も安定して事業を継続していくことができるか、小田原市は適時的確に把握していかなければなりません。

電力の固定価格買取の期間が何年で、それぞれの時期の電力売価が幾らであるか、陳情者は知りうる立場にはありませんが、そうした基礎的な経営数値は賃貸人として適時的確に把握すべきものです。

しかし、第3期の決算書類は未だ小田原市に提出されておらず、第4期も提出されねばならない時期にきております。

小田原地下街ハルネでさえ、入居テナントは家主である小田原市に近隣世間相場よりはるかに少額であるものの入居保証金を提供しているようです。

実績の全くない営利事業者が、保証金も負担することなく公共施設を使用しているのですから、小田原市が求めずとも決算書類を提出するのは事業者として当然の責務であるはずで、一方、小田原市は最低限の管理業務として、事業者に決算書類を提出させて、適時的確に経営状況を把握すべきところ、業務を失念しているかのようです。

これは、貸し倒れに終わり小田原市に多額の損失を与えた「小船森土地区画整理事業」の破たん、それに至るまで十分な管理もできなかったことを反省していれば、このような放任はありえないことです。

【陳情項目】

小田原市議会として、小田原市長に対し、屋根貸し事業者である「ほうとくエネルギー株式会社」及び関連SPCの決算書類について、第3期、第4期の各期決算書類を提出することを当該事業者を求めるよう、求めること。

平成28年8月25日
小田原市議会議長
武松 忠 様

提出者
小田原市中村原303
加藤 哲男 ㊞